

注意

このハガキは
なりすましサギです!

総合消費料金未納分訴訟最終通知書

管理番号(な)481

この度、貴方の未納されました総合消費料金について、契約会社及び、運営会社から、訴訟申し入れされたことを本状にて通知いたします。

下記に設けられた、裁判取り下げ最終期日までにご連絡無き場合、管轄裁判所から裁判日程を決定する呼出状が発行され、記載期日に指定の裁判所へ出廷となります。

尚、裁判を欠席されると相手方の言い分通りの判決が出され、執行官立会いのもと、貴方の給与、財産の差し押さえなどの恐れがございますので、十分ご注意ください。

民事訴訟及び、裁判取り下げなどのご相談に関しましては当センターにて承っておりますので、下記窓口へお問い合わせください。

尚、個人情報保護の為、ご本人様からご連絡頂きますようお願い申し上げます。

取り下げ最終期日 平成31年2月28日

民事訴訟管理センター

東京都千代田区霞が関3丁目1番7号

消費者相談窓口 03-6101-1131

受付時間 9:00~18:00(日・祝を除く)



**ココに電話しては
ダメ!**

不安をあまり、ハガキに記載のある連絡先に電話をかけさせようとするものです。連絡するとお金を要求されたり、電話番号等を知られてしまうことも! 決して連絡してはいけません。

ご相談は...

消費者ホットライン

☎188(イヤヤ)

観光産業課(消費者相談窓口)

☎83-2295

地域包括支援センター

☎83-8555

😊 少しでも不安に思った時は、ご相談ください 😊